

第3節 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備

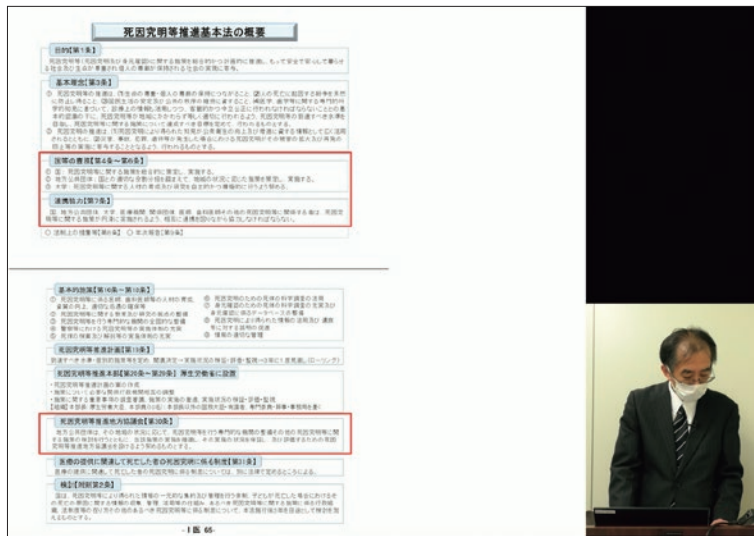
1 地方公共団体に対する死因究明等に係る専門的機能を有する体制整備の要求

【施策番号 21】

厚生労働省においては、令和3年度中に開催された地方協議会や各都道府県知事部局の関係幹部を対象とした会議^{注3)}等を通じ、都道府県に対して、死因究明に係る取組に対して財政的支援を行う同省の各種事業の活用を促すとともに、死体検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制の整備を求めた。

また、地方協議会における議論を活性化し、必要な施策形成を促進するため、令和4年3月に作成した死因究明等推進地方協議会運営マニュアルにおいても、地方協議会において中長期的に取り組むべき課題の一つとして、「死体検案・解剖・検査等の専門的な体制の構築」を掲げ、その実現に向けた考え方等を示した。

写真2-3-1 令和3年度全国医政関係主管課長会議における説明状況



写真提供：厚生労働省

2 地方公共団体の取組の指針となるマニュアルの策定等

【施策番号 22】

厚生労働省においては、地方協議会の設置を促すとともに、地方協議会における議論を活性化し、必要な施策形成を促進するため、令和4年3月、死因究明等推進地方協議会運

注3) 新型コロナウイルス感染症予防の観点から、参集形式での会議は実施せず、厚生労働省のホームページへ資料及び説明動画を掲載することにより代替した。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24362.html

営マニュアル（以下「マニュアル」という。）^{注4)}を策定し、各都道府県に配布した。

マニュアルでは、地方協議会を設置する際の具体的な手順、地方協議会における取組事例、地方協議会において中長期的に取り組むべき課題、死因究明等の施策に関する計画策定の具体的な流れ等を示しており、今後も、マニュアルの活用を促すなどして、地方公共団体における死因究明等の推進に向けた取組の活性化を図っていくこととしている。

資2-3-2 死因究明等推進地方協議会運営マニュアルの概要

死因究明等推進地方協議会運営マニュアル 概要

1. 本マニュアルの使い方

本マニュアルは都道府県において、地方協議会の設置や運営、死因究明等の施策に関する計画策定などに取り組む際の参考となるよう、留意点や事例等を示したものである。

2. 地域における死因究明等の体制整備の意義

死因究明により得られた知見は疾病の予防をはじめとする公衆衛生の向上に活用されているほか、死因が災害、事故、犯罪、虐待その他の市民生活に危害を及ぼすものである場合には、その被害の拡大や再発の防止等に寄与している。

3. 地方協議会を設置する際の具体的な手順

- ①事務局として担当者を決める
- ②死因究明等に関連する情報を収集する
- ③収集した情報を元に関連する部署・機関に協力を呼びかける
- ④実際に関係者で集まって地方協議会をスタートさせる

4. 地方協議会における取組事例

- ・東京都死因究明推進協議会
- ・滋賀県死因究明等推進協議会
- ・大阪府死因調査等協議会
- ・香川県死因究明等推進協議会
- ・鹿児島県死因究明等推進協議会

5. 地方協議会において中長期的に取り組むべき課題

- (1) 死体検案・解剖・検査等の専門的な体制の構築
- (2) 解剖・死亡時画像診断など死因究明等の結果の活用やデータベースの整備
- (3) 法医学等の人材の育成・確保

6. 死因究明等の施策に関する計画策定の具体的な流れ

地方協議会における活動が軌道に乗ってきた段階で、地域の状況に応じた死因究明等に関する施策を体系的に推進するため、各地域における死因究明等の施策に関する計画を策定することが重要である（高知県の事例紹介）。

7. 地方協議会における現状分析・施策立案・評価検証の流れ

- (1) 現状分析・目標設定
- (2) 施策の立案、関係者間での連携・協力の取り決め
- (3) 施策の実施・状況報告
- (4) 評価検証・施策の改善

8. 死因究明等の体制構築事例の紹介

- (1) 民間医療機関による死因究明体制の構築（茨城県筑波剖検センター）
- (2) 地域医師会等への検案業務等の委託事例（東京都）
- (3) 死亡時画像診断実施にかかるCT車の導入事例（大阪府）
- (4) 奨学金貸与者を対象とした法医学者確保策（高知県）
- (5) 薬毒物検査の取組事例（福岡大学）

9. 地方協議会等に関する情報公開について

資料や議事録等については、自由闊達な議論の妨げにならないなど会議の運営に支障がない範囲で可能な限りホームページ等で公開することが望ましい。

10. 支援制度など国の取組の紹介

出典：厚生労働省資料による

3 施策の実施体制や実績等に関する横断的な実態調査の実施

【施策番号23】

厚生労働省においては、死因究明等の実務の主体となる機関等の実態を把握し、施策を効果的に推進するとともに、今後、国及び地方公共団体が施策に関する定量的な目標設定を行うための基礎的なデータを得るため、令和4年1月、関係省庁の協力を得て、大学の法医学教室、監察医務機関、都道府県警察、海上保安庁等における死因究明等に係る体制や死体取扱状況等に関する調査を開始した。

今後、同調査の結果を踏まえて、国における死因究明等の推進に向けた検討を行うとと

注4) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/shiinkyuumei_chihou.html

もに、各都道府県と調査結果を共有し、地方協議会等における死因究明等の推進に向けた議論の活性化を促すこととしている。

4 地方公共団体に対する死因究明等に係る専門的機能を有する体制整備への協力

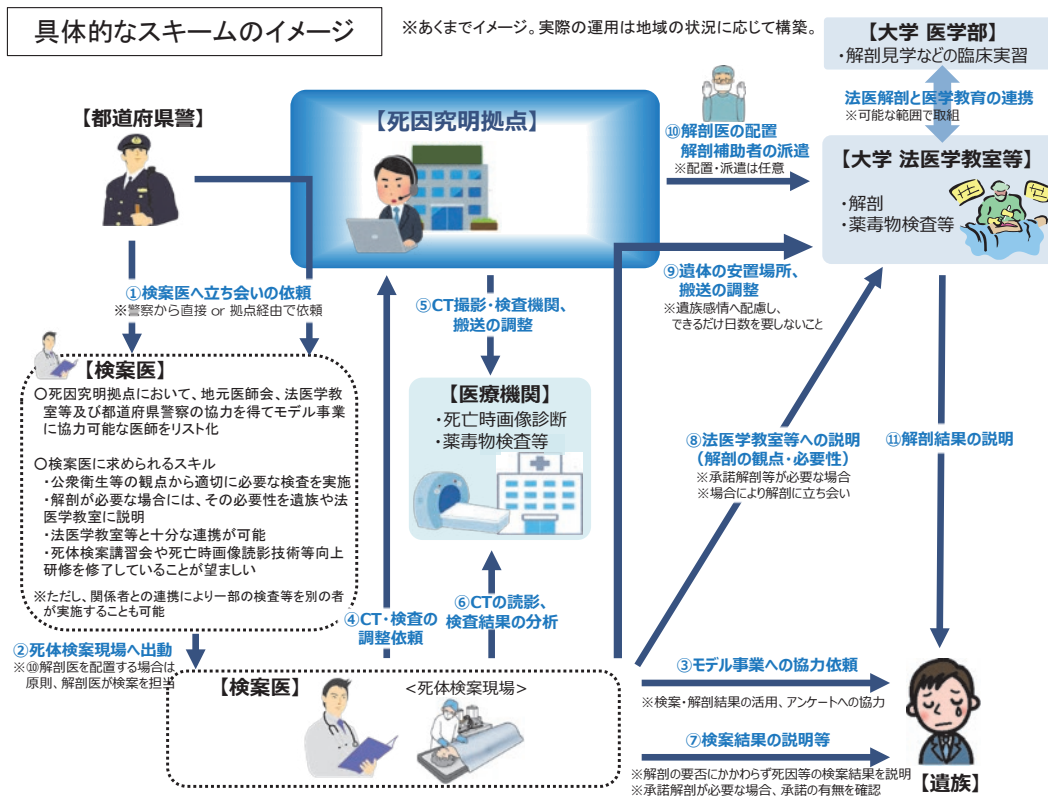
【施策番号 24】

厚生労働省においては、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制の構築を推進するため、令和4年度当初予算において、新規事業として死因究明拠点整備モデル事業（検案・解剖拠点モデル事業）の実施に要する経費（48百万円の内数）を盛り込んだ。

検案・解剖拠点モデル事業は、都道府県知事部局、都道府県警察、地域の医師会、大学の法医学教室等の関係機関の連携の下、公衆衛生の観点から必要とされる死亡時画像診断等の検査や解剖を円滑に実施するための拠点を試行的に構築し、運用する事業である。

今後、同事業を推進するとともに、その成果や課題を踏まえつつ、必要な死因究明等の体制の整備について検討を進めることとしている。

資2-3-4 死因究明拠点整備モデル事業（検案・解剖拠点モデル事業）のイメージ



出典：厚生労働省資料による

5 地方公共団体に対する地方協議会の設置等の要求

【施策番号 25】

厚生労働省においては、「死因究明等推進計画の策定について」（令和3年6月1日付け厚生労働省医政局長通知。以下「計画策定通知」という。）により、各都道府県知事及び各市町村長に対して、政府において死因究明等推進計画が閣議決定されたことを通知するとともに、基本法第5条の地方公共団体の責務に係る規定、基本法第30条の地方協議会の設置に係る規定等に基づき、死因究明等推進計画を踏まえ、死因究明等に関する施策の推進を図るよう求めた。

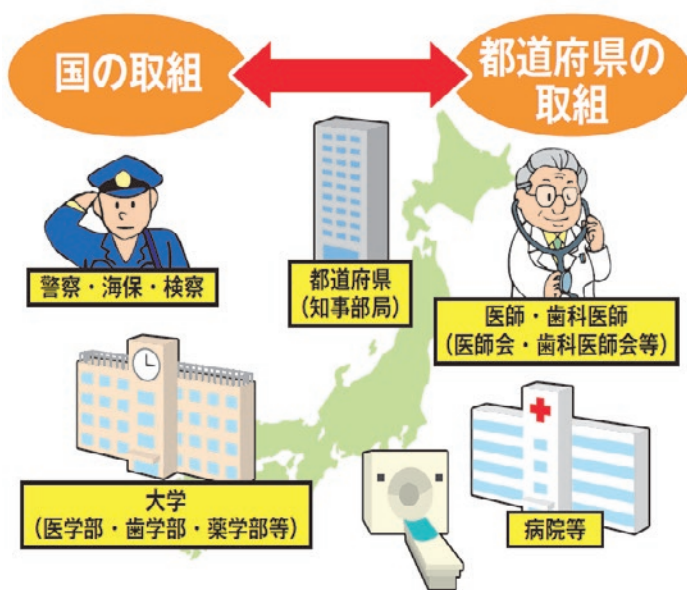
また、令和3年度中に開催された各都道府県知事部局の関係幹部を対象とした会議等を通じ、都道府県に対して、地方協議会の設置・活用を進め、死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価することを求めた。

その結果、令和3年度中に3県において新たに地方協議会が開催され、令和4年3月末時点で、地方協議会が開催されたのは43都道府県となった。

資2-3-5 地方協議会の開催状況

死因究明等推進地方協議会

43都道府県で開催



愛媛県	三重県	山形県
福岡県	千葉県	沖縄県
東京都	山口県	福島県
滋賀県	愛知県	長崎県
新潟県	佐賀県	神奈川県
秋田県	広島県	京都府
岡山県	徳島県	香川県
茨城県	石川県	山梨県
高知県	富山県	鹿児島県
静岡県	群馬県	熊本県
兵庫県	栃木県	和歌山県
岐阜県	大阪府	島根県
埼玉県	鳥取県	岩手県
北海道	長野県	-
福井県	大分県	-

(令和4年3月末現在)

出典：厚生労働省資料による

6 地方の関係機関・団体に対する地方協議会の設置・活用に向けた協力についての指示・要求

【施策番号26】

厚生労働省においては、「死因究明等推進計画の策定について」（令和3年6月1日付け厚生労働省医政局長通知）により、警察庁刑事局長、総務省大臣官房地域力創造審議官、法務省刑事局長、文部科学省高等教育局長、海上保安庁海上保安監、公益社団法人日本医師会長及び公益社団法人日本歯科医師会長に対して、各都道府県知事及び各市町村長に宛てて計画策定通知を発出したことを通知するとともに、本件について、その趣旨の了知並びに管下の関係団体及び関係者に対する周知及び協力を依頼した。

厚生労働省、警察庁、法務省、文部科学省及び海上保安庁においては、関係機関・団体に対して、文書の発出や会議、研修等での指示等を通じて、地方協議会の設置・活用に向けた協力等を求めている。

7 警察等の検視・調査への立会いや検案をする医師のネットワーク強化に関する協力

【施策番号27】

警察においては、大規模災害等の発生時における医師の検視・調査の立会いや検案に係る体制を構築することを目的として、平成27年7月に警察庁及び日本医師会が締結した「大規模災害等における警察庁と公益社団法人日本医師会との協力に関する協定」に基づき、日本医師会や都道府県医師会が主催する研修会等に検視官等を派遣して、技能向上に必要な情報の還元を行うなどの協力を行っている。

厚生労働省及び警察庁においては、令和3年7月、日本医師会の主催により開催された都道府県医師会「警察活動に協力する医師の部会（仮称）」連絡協議会に職員を参加させ、各都道府県医師会等からの出席者に対して、死因究明等推進計画の内容や警察における検視等の体制について説明するとともに、今後の死因究明等の推進に向けた連携等に関し、協力を依頼した。

文部科学省においては、令和3年度中に開催された全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、警察等の検視・調査への立会いや検案を行う医師のネットワーク強化に関する協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。



写真提供：厚生労働省

8 歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関する協力

【施策番号28】

厚生労働省においては、平成30年度以降、災害発生時に関係機関・団体と共に迅速に歯科医療を提供できる人材の育成等を目的とした研修の開催に要する経費を補助する災害歯科保健医療チーム養成支援事業を実施しており、同研修の内容には、災害時の歯科所見による身元確認についても含まれている。

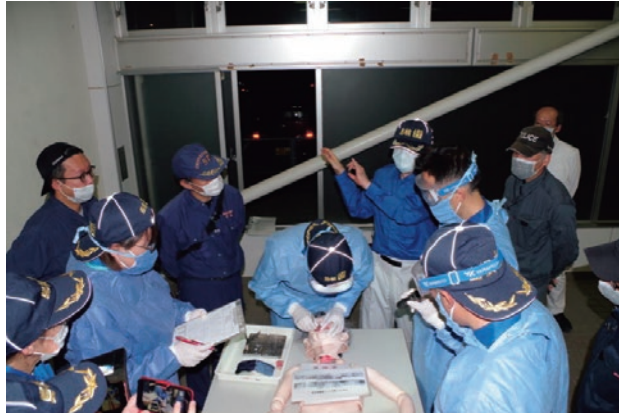
警察においては、大規模災害等の発生時における身元確認業務の体制を構築することを目的として、平成26年11月に警察庁及び日本歯科医師会が締結した「大規模災害等における警察庁と公益社団法人日本歯科医師会との協力に関する協定」に基づき、都道府県歯科医師会等が主催する研修会等に検視官等を派遣し、技能向上に必要な情報の還元を行うなどの協力を行っている。

警察及び海上保安庁においては、日本歯科医師会が主催している警察歯科医会全国大会の開催時には、職員を派遣し、歯科医師等と意見交換を行うなどして協力関係の強化を図っている。

文部科学省においては、令和3年度中に開催された全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関する協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。

写真2-3-8

島根県医師会、島根県歯科医師会、消防等関係機関等と島根県警察における出雲空港航空機事故消火救難訓練



写真提供：警察庁

第1節

第2節

第3節

第4節

第5節

第6節

第7節

第8節

第9節

6 高知県死因究明等推進協議会における取組

高知県においては、平成28年1月に高知県死因究明等推進協議会（以下「協議会」という。）が設置され、平成30年2月に開催された第4回協議会において、協議会の委員が所属する各機関において取り組むべき事項等をまとめた「高知県における死因究明等の推進のために取り組むべき重点項目」及び「重点項目の課題と対策」（以下「重点項目等」という。）が決定された。

それ以降、協議会においては、毎年、重点項目等に基づく各機関の取組内容やその取組についての評価、課題等を共有しつつ、死因究明等の推進のための取組を進めている。

例えば、死因究明等に係る人材の育成に関しては、将来医師を目指している医学生に対して、奨学金の貸付けを行い、貸付けを受けた期間の1.5倍の期間、高知県内の指定医療機関等で医師の業務に従事することで返済が免除される「高知県医師養成奨学貸付金」制度について、平成29年度まではその対象から法医は外れていたが、協議会での議論を踏まえ、平成30年度から法医についても対象に加え、法医の育成を図っている。

また、身元確認及び死体検案作業への対応に関しては、重点項目等に基づき、南海トラフ巨大地震の発生等を念頭に、関係機関において災害発生時の対応に係る訓練・研修の実施に努めており、こうした訓練・研修の状況については、協議会に報告されるとともに、今後の課題等について議論が行われ、次年度以降にいかすような仕組みが構築されている。

令和3年度は、令和4年3月に協議会が開催されたところであり、令和3年6月に閣議決定された「死因究明等推進計画」を踏まえ、重点項目等の見直しに向けた検討が進められている。

高知県における死因究明等の推進のために取り組むべき重点項目

1 死因究明及び身元確認に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上について

・各機関において、死因究明等に係る業務（検視、検案、解剖、歯牙鑑定、死亡時画像診断等）に従事する人材の育成及び資質向上を目的とした取り組みを継続的に行う。【県警、海上保安部、医師会、歯科医師会、法医学教室、放射線技師会、県】

2 警察等における死因究明等の実施体制の充実について

・異状死体の取扱業務に従事する警察官や海上保安官に対する検視技能向上を図るとともに人員体制充実のための取り組みを継続的に行う。【県警、海上保安部】

3 死体の検案及び解剖の実施体制の充実等について

・死体検案に従事する医師の継続的な確保に努める。【医師会、県警、海上保安部】
 ・法医学教育・研究の観点で、また、県内で唯一の法医解剖の実施機関である高知大学医学部法医学教室の機能充実と長期的な人材確保に努める。【法医学教室】
 ・在宅での看取りに円滑に対処できる仕組み作りについて、関係機関との連携・協力のあり方について検討する。【医師会、県警、県】

4 薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断（Ai）その他死因究明のための科学的な調査の活用について

・警察等における科学捜査体制・機能の充実を図るとともに、解剖実施機関であり専門機関でもある大学医学部法医学教室において迅速かつ精度の高い薬物分析が実施できるよう検査機器等の充実を努める。【県警、法医学教室】
 ・Ai実施機関の充実を図るとともに、Ai検査方法の標準化（撮影方法、結果の報告等）、Ai読影医の確保及び読影能力の向上に努める。【医師会、放射線技師会、県警、法医学教室】

5 大規模災害発生時等の身元確認及び死体検案作業への対応について

・身元確認に従事する歯科医師の確保、歯牙情報の標準化（全国共通統一デンタルチャートの導入）及び同情報のデータベース構築等について検討する。【歯科医師会】
 ・南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時において身元確認及び死体検案作業が適切に実施できるよう、日頃から関係機関の連携を図るとともに、平素から有事に備えるために、関連する訓練等への積極的な参加により、当該技能の向上に努める。【県警、海上保安部、医師会、歯科医師会、法医学教室、放射線技師会、県】

6 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進について

・死亡時画像診断で得られた異常所見情報を解剖診断時に活用できる仕組み（事例検討含む）について検討する。【県警、医師会、法医学教室、放射線技師会】
 ・死因究明及び身元確認業務に従事する関係機関による合同の事例検討研修会の実施について検討する。【県警、海上保安部、医師会、歯科医師会、法医学教室、放射線技師会】

出典：高知県死因究明等推進協議会資料に基づき厚生労働省において作成